

(保 56)

平成 26 年 6 月 12 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について

DPC 対象病院における包括評価の対象外（出来高）となる患者につきましては、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者」（平成 24 年厚生労働省告示第 140 号）により示されているところです。

今般、5 月 23 日付けで、上記告示の一部が改正され、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、上記告示の別表に薬剤（シナカルセット塩酸塩、ゴセレリン酢酸塩、トルバプタン、エンザルタミド、トリフルリジン／チピラシル塩酸塩及びナタリズマブ（遺伝子組換え））が追加されるとともに、パゾパニブ塩酸塩の適応症に「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」が、エベロリムスの適応症に「手術不能又は再発乳癌」が、ラニビズマブ（遺伝子組換え）の適応症に「糖尿病黄斑浮腫」が追加されるなどし、それに伴う取扱いについて通知されたものです。詳細は添付資料をご参照ください。

<添付資料>

1. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件  
(厚生労働省告示第 240 号)
2. 「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」の一部改正について  
(平 26.5.23 保医発 0523 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長)